第1章 プラン策定にあたって

第1章 プラン策定にあたって

1. プラン策定の趣旨

網走市ではこれまで、「網走市男女共同参画プラン (H14~H23)」、「第2次網走市男女共同参画プラン (H24~R3)」に基づき、市民、民間団体、企業及び国や北海道等と相互に連携・協力しながら、男女が互いの人権を尊重し、一人ひとりの個性と能力を存分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。

令和3(2021)年度に「第2次網走市男女共同参画プラン」の計画期間が満了を迎えることから、これまでの成果、社会情勢の変化、国の「第5次男女共同参画基本計画」や関係する法令の改正等の動きを踏まえ、新たに「第3次網走市男女共同参画プラン」を策定します。

2. プラン策定の背景

(1)世界の動き

平成 27 (2015) 年に国連で「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、現在「誰一人として取り残さない」持続可能なよりよい世界をめざすための取り組みが進められています。同アジェンダの前文には「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメント [力をつけること] を達成することをめざす」とあり、国際的にも人権の尊重や女性の活躍推進が改めて強調されています。

(2) 国・道の動き

平成 11 (1999) 年 6 月に制定された「男女共同参画社会基本法」では、少子高齢化の 進展や社会情勢の急速な変化に対応していく上で、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の最 重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において男女共同社会の形成の促進に関する施 策の推進を図っていくことが重要であるとしています。

国は、平成 12 (2000) 年に、男女共同参画社会の実現をめざすために取り組むべき政策の方向性と具体的な施策を示した「男女共同参画基本計画」を策定しました。以降、5年ごとに基本計画を改定し、令和2 (2020) 年には「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 27 (2015) 年 8 月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が制定され、職業生活における女性活躍を推進するための環境整備も進められています。

北海道においては、平成30(2018)年3月に策定された「第3次北海道男女平等参画基本計画」において、特に、意識改革の推進、さまざまな分野における女性の活躍の推進、配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護等の推進が強調する視点として掲げられ、男女共同参画社会の実現に向けた各施策を実施しています。

しかしながら、令和元(2019)年12月に発表された、世界経済フォーラムによる「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数」において、日本は153か国中121位と過去最低の順位となりました。この指標は、政治・経済・教育・健康の4部門について男女にどれだけの格差が存在しているかを分析したもので、日本は特に政治と経済の分野において男女の格差が大きいとされており、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき課題が依然として多く残されています。

(3)網走市の取り組み

網走市では、めざすべき網走の姿の基本的な考え方や取り組みを示す「網走市総合計画」を策定しており、平成 10 (1998) 年策定の計画において、「健康で思いやりのある地域社会づくり」の実現に向けた 7 つの基本目標の一つとして男女共同参画社会の実現を、平成 30 (2018) 年策定の計画において、基本目標「5 ともに歩み、築く協働のまち」のの「地域協働」分野で、一人ひとりの人権を尊重し、誰もが個性と能力を発揮できる豊かなまちをめざすとして、男女共同参画の推進を掲げています。

平成 14 (2002) 年には、網走市初の男女共同参画計画である「網走市男女共同参画プラン」を策定しました。その後、平成 20 (2008) 年の改定を経て、平成 24 (2012) 年には「第2次網走市男女共同参画プラン」を策定、平成 30 (2018) 年に改定し、男女共同参画の実現に向けた各種取り組みを実施してきました。

第 2 次網走市男女共同参画プランの策定から 10 年が経過しましたが、その間にも人口減少など、社会情勢は急激に変化しています。